

障害のある学生支援に関する規程

(主旨)

第1条 この規程は、障害のある学生支援に関する基本方針に基づき、障害のある学生に対して支援を実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、「障害のある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

(具体的支援の実施及び合理的配慮)

第3条 本学は、障害のある学生に対する不当な差別的取り扱いにより当該学生の権利利益を侵害することのないよう、修学の具体的支援の実施及び合理的配慮の提供に努める。

(支援の要請)

第4条 障害のある学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援の要請を申し出ることができる。

(支援体制)

第5条 障害のある学生に対する支援については、当該学生が志望または所属する学科が主たる責任を持つ。ただし、学生支援部会、教務部会、入試委員会及び事務局等と連携して学生支援を行う。

(支援計画の策定・実施)

第6条 当該学生が志望または所属する学科は、学生の支援の申し出に対し、その教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、関係各部局と協議し、個別の支援計画を策定しこれを実施する。

(支援に係る事務)

第7条 具体的支援に係る事務は、学生支援課において対応する。

(秘密保持義務)

第8条 障害学生支援に従事する者又は具体的支援に係る事務に従事していた者は、正当な理由なく、障害のある学生及び障害学生支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、令和2年3月5日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から改正施行する。